

児童Aについて「配慮が必要と思われる」とあるが、具体的な配慮内容を共有するために教育センターや医療機関への相談が望まれる。

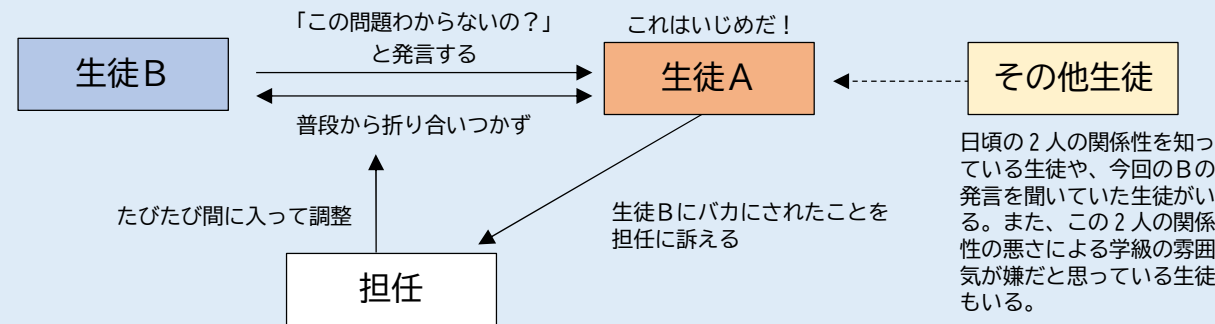
なぜ加害児童たちが児童Aに強く当たったようになったのか、それを助長する環境要因（クラスの雰囲気、教職員の児童Aへの関わり等）はなかったかの検討が必要。

事例②：悪口がいじめにつながった事例
(中学校3年生女子 被害生徒A、加害生徒B)

《事案の概要》

- 生徒Aと生徒Bはどちらも意見をはっきり言うタイプで、自分の思い通りに事を進めたがる傾向がある。普段から二人の折り合いはよくなく、意見がぶつかったり、互いの行動について批判し合ったりした時は、担任が間に入って調整することもある。
- ある日、授業中に各自課題を解いて担任に提出することになった際、先に解き終わった生徒Bが、通りすがりに生徒Aに対して、「この問題、まだ分からないの？がんばって！」と笑いながら肩をトントンと軽く叩いた。
- バカにされたと感じた生徒Aは、担任に対して、「生徒Bから、嫌なことを言われて叩かれた。これはいじめだ。」と訴えた。

《事案把握関係図（全体像）》



対応と解決に向けて

	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
生徒A (被害)	・「いつ」「どこで」「どんな状況で（周囲生徒も把握しているのか）」「これまでの関係性」等を丁寧に聞いて事実を整理する。 ・同じクラスでの生活が続く上での心配事を聞き、教師が支援できることを確認し、SCにつなぐ。 ・謝罪を要求しているのであれば、今回の件について対応しつつ、2人の関係悪化のきっかけやこれまでの事案への丁寧な聞き取り、その上での追加の事情聴取や指導の必要性を検討する。	担任 学年教師 生徒指導主事 教科担任 部活動顧問 SC
生徒A 保護者	・これまでの関係性や対応、事案の説明、本人と話した内容の報告。 ・保護者の思いを聞く。 ・本人がいじめを訴えていることについて共有する。	担任
生徒B (加害)	・事実確認をする。「いつ」「どこで」「誰に」「どんな状況で」「これまでの関係性」など、丁寧に聞き取り、事実を整理する。 ・事実であれば、どうしてそういう言動をとったのか心情を聞く。 ・指導、説諭し、今後の対処法を考える。 ・同じクラスでの生活が続く上での心配事を聞き、教師が支援できることを確認し、SCにつなぐ。 ・今回の件について対応しつつ、2人の関係悪化のきっかけやこれまでの事案への丁寧な聞き取り、その上での追加の事情聴取や指導の必要性を検討する。	担任 学年教師 生徒指導主事 教科担任 部活動顧問 SC
生徒B保護者	・これまでの関係性や対応、事案の説明、本人と話した内容の報告。 ・保護者の思いを聞く。	担任
他の生徒 (傍観者)	・事実確認、状況が分かっている生徒からの情報収集、併せてこのような状況をどう感じているかについて確認する。 ・みんなの前で行われていることであれば、学級目標等に立ち返ったり、学級風土の修正を図ったりする。 ※今回の件では関係生徒がBを注意するよう促すのは困難。自然発生的にBの発言を止めるような発言があった際は褒めるべき。	担任 学年教師 教科担任

加害生徒、傍観者の生徒への対応

《加害生徒の背景・家庭環境》

- 加害生徒は、普段から被害生徒とは関係がよくなかった。保護者もそれを分かっており、困っている様子だった。

保護者の関わり

子どもの気持ちを聞き取って受け止め、学校と情報共有をする。

学校いじめ対策組織

担任 生徒への聞き取り（事実確認）と見守り
保護者連絡
↓ 報告・共有

生徒指導主事
学年教師 教科担当教諭
管理職

養護教諭 両生徒の見守りとケア

SC 両生徒のケアや助言

SSW 家庭支援の検討

加害生徒の発言や思い

生徒Aに対して気に入らない思いがある。学習に関して、自分が優位に立つことにより相手を気に入らない気持ちを晴らしたい。

傍観者の生徒の発言や思い

生徒AやBの思いも理解できる部分はあるが、それにより学級の雰囲気が悪くなることについては嫌な気持ちがある。良いクラスにしたい。

部活動顧問の関わり

校内で情報共有したことを生かして、見守りとケア。

教科担任の関わり

- 授業中の配慮が必要であるため、情報共有する。
- 他の生徒に同様のことをしていないか把握する。

養護教諭の関わり

- 保健室は安心して相談してよい場所として受容的に関わる。
- 生命の安全教育と関連させて相談することの大切さについての指導を組織的に行う。

担任の関わり

- 生徒AとBの気持ちを受け止めながら、気持ちの伝え方や相談先を増やす支援を行う。
- 学級の雰囲気をより良くしていく手立てを講じる。
- 保護者に伝えることで、見守る体制への理解を促す。
- 軽い冷やかしの思っていたことがいじめに該当するかについて考えさせ、いじめに関わっていたことへの自覚がもてるよう指導する。

SCの関わり

- 心に残っている不安や不満、被害生徒に対する思いなどについて聞き取る。
- 聞き取った内容についての、共有先の確認をする。
- 教師とともにコミュニケーションについての授業を実施する等の検討をする。

期待する生徒の変容した姿

互いの良さを認め合い、個々の力を発揮しやすい学級風土、集団としての成長など、折り合いがよくない相手もいる中で、同じ学級である「仲間」意識の醸成を目指す。心に不安や不満が残る場合には、担任以外の教職員や大人、友人などの他者に相談できる。

専門家の見解

【弁護士から】

旧来的な「いじめ」の考えからすると、「いじめ」として対処されない可能性がある。法が「いじめ」の定義を広くした趣旨を正確に理解した上での対応が必要な事案である。
事実認定においては、それぞれの行為だけでなく関係性等の背景まで配慮が必要と考える。

【SCから】

SCが被害生徒、加害生徒の両方と関わる必要がある場合は、お互いにそのことが分かってしまうことで、信頼関係を損なう危険性がある事に留意し、時期をずらすなどの対応が必要。一方的ないじめではなく、両者の関係性の問題の場合は、互いの不満や言い分を十分に聞いた上で、互いに距離をとって行けるように、継続的な支援が必要。

【SSWから】

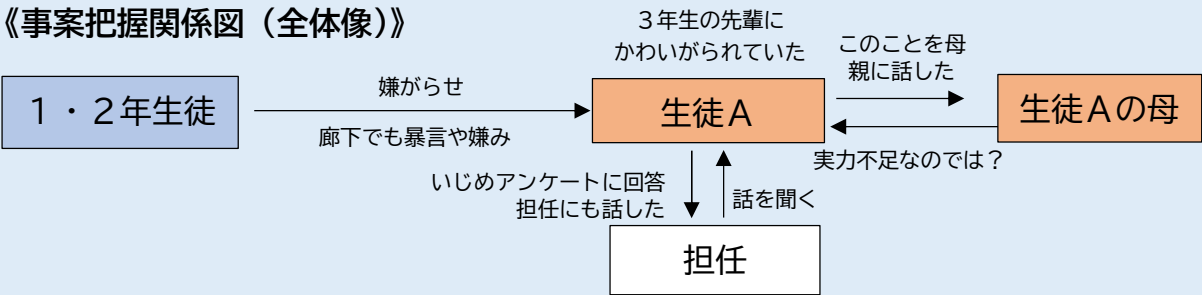
生徒Aはなぜ合わない生徒Bにこだわり構うのか、その背景を二人のこれまでの関わりをふまえて聴き取っていく。
生徒Bの生徒Aに対する言動によってクラスの雰囲気が悪くなることを生徒A自身はどう考えているのか。「社会における自分」という視点をもてるように導くことも生徒Aの成長のためには必要かもしれない。

事例③：部活の先輩からの嫌がらせの事例
(中学校1年生女子 被害生徒A、加害生徒中学校1・2年生女子)

《事案の概要》

- ・生徒Aは元々活発な生徒で、部活や勉強を頑張っていた。2学期になり、表情が暗いように見えることがあり、担任は気にしていた。
- ・11月に悩みやいじめアンケートを実施したところ、生徒Aは、「今月になって悪口やおどし、嫌なことを言われた」に○を付け、他はすべて空白だった。
- ・担任が話を聞いたところ、部活で、顧問の先生がいない時に、2年生や同学年の女子から嫌がらせを受けているという。高1の姉が同じ部活だった関係で、生徒Aは、姉を知る3年生の先輩からかわいがられていた。3年生が部活を卒業した後、2年生からよく注意を受けるようになった。一人だけ別メニューで練習させられたり、同じことを何度も練習させられたりすることもある。部活外でも、廊下などで通りすがりに「下手なくせに」「調子に乗るな」等と言われたり、にらまれたりすることがある。部活を休みたいが、休んだら責められる。
- ・母親に話したが、「実力不足なのでは？もっと練習したらどうか？」と言われた。最近は、睡眠や食事も満足にできない状態にあると話した。

《事案把握関係図（全体像）》



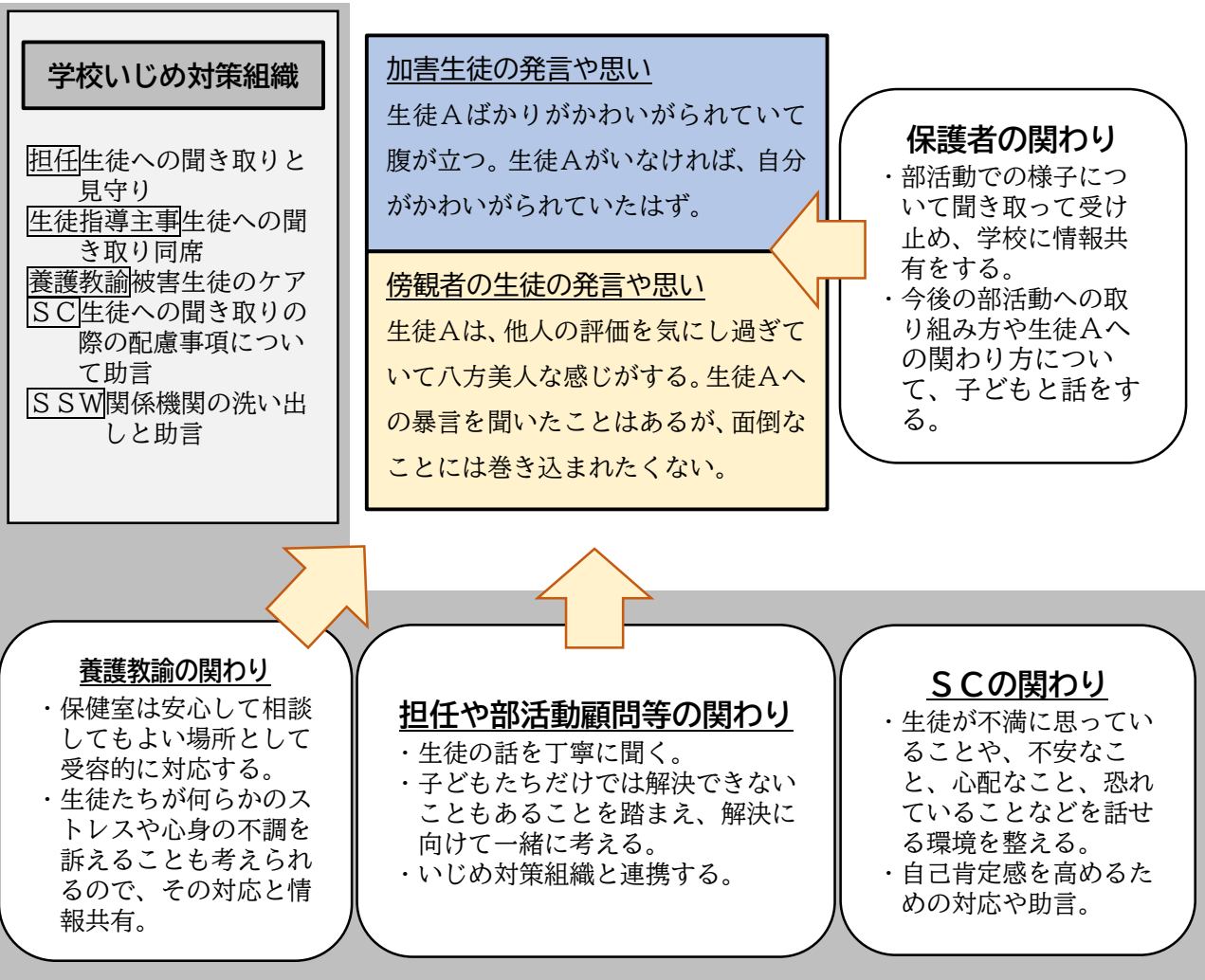
対応と解決に向けて

	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
生徒A (被害)	・先輩後輩の関係、同学年の関係、部活としての目標や練習の取り組み方等について、部活動の状況や様子を詳しく聞く。 ・「いつ頃から」「誰に」「どこで」「どのようなことがあったのか」を聞く。 ・SCと相談することができることを伝える。	部活動顧問 生徒指導主事 担任 SC
生徒A 保護者	・心配事や不安、最近の様子に変化はないか、生活リズム等について、生徒Aの家庭での様子を聞く。 ・家庭での生徒の様子の把握、保護者の関わりを把握する。 ・生徒Aが訴えている内容や学校での様子について、保護者に伝える。 ・被害生徒とSCとの面談について促すとともに、SCの支援（保護者面談）も可能であることを伝える。	担任 部活動顧問 SC
2年生徒 (加害)	・部活動の状況や様子を詳しく聞く。 ・生徒Aとの関わりや接し方について振り返り、先輩としてのより良い関わり方を考えることができるようにする。	部活動顧問 生徒指導主事
1年生徒 (加害)	・部活動の状況や様子を詳しく聞く。 ・生徒Aとの関わりや接し方について振り返り、同学年として今後のより良い関わり方や共に活動を進めていく見通しについて考えることができるようにする。	部活動顧問 生徒指導主事
1・2年生徒 保護者	・事案の説明をし、学校での対応を伝え、本人の指導とケアについて協力を求める。	部活動顧問 担任

加害生徒、傍観者の生徒への対応

《加害生徒の背景・家庭環境》

- ・3年生の先輩からかわいがられていたのが自分ではなく、生徒Aだったことを面白くないと感じ、根にもっていた。保護者は仕事が忙しく、家庭で家族そろってゆっくりと過ごす時間はほとんどない。



期待する生徒の変容した姿
自分本位に考えて行動するのではなく、他者に思いやりの心をもって接することができる。
部活内での問題を自分のこととして捉え、解決していこうとする。

専門家の見解

【弁護士から】

見えない形でのいじめ行為であるため、多角的に事実認定をする必要がある事案である。

虐待に至らないとしても保護者の理解が不十分の可能性があることから、保護者への対応も並行して進める必要がある。

【SCから】

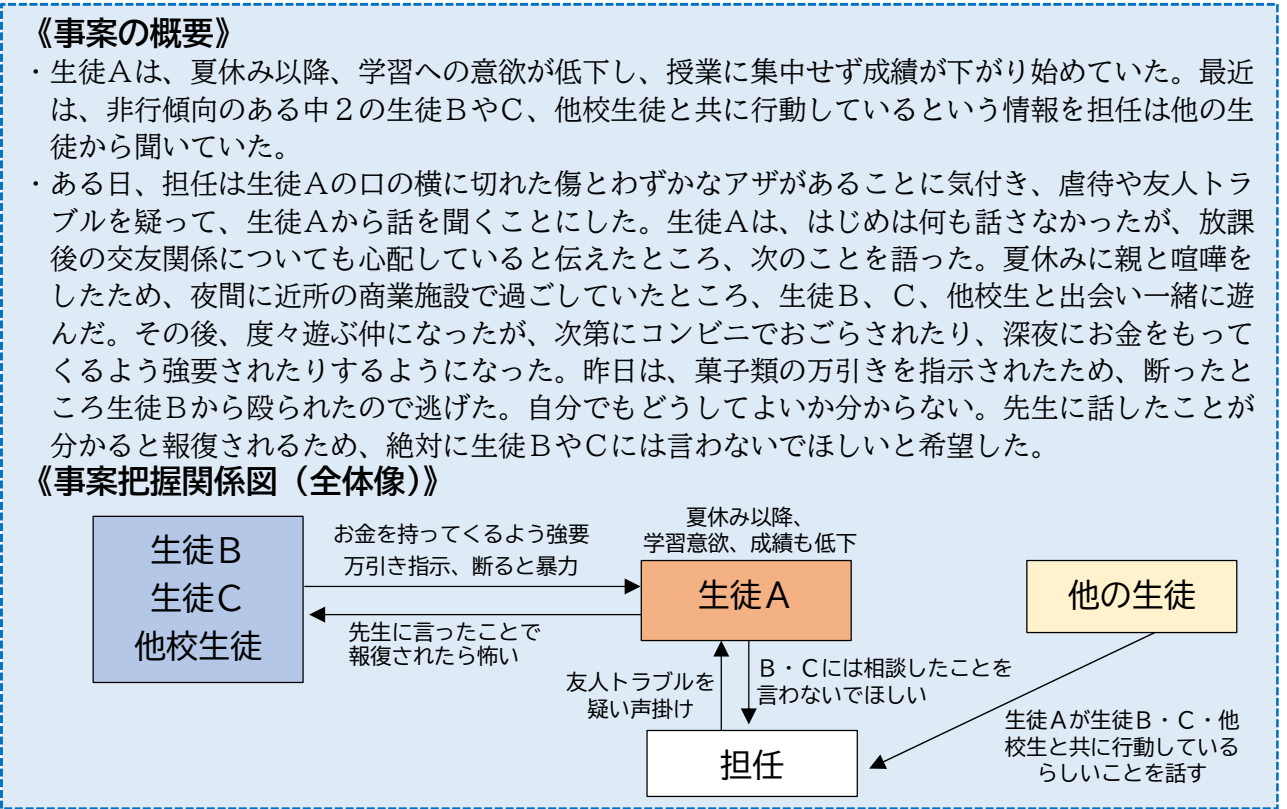
部活を継続するかどうかに関しては、被害生徒の気持ちに寄り添った対応が必要。1、2年生、部活顧問など、広範囲での情報共有を密にして、連携しながら指導と支援にあたる必要があるため、いじめ対策委員会を活用することが求められる。加害生徒達に対しては、行った行為が「いじめ」にあたることを理解させた上で、部活動における、先輩のあり方や仲間としてのあり方についての全体指導を継続的に行うことが必要。

【SSWから】

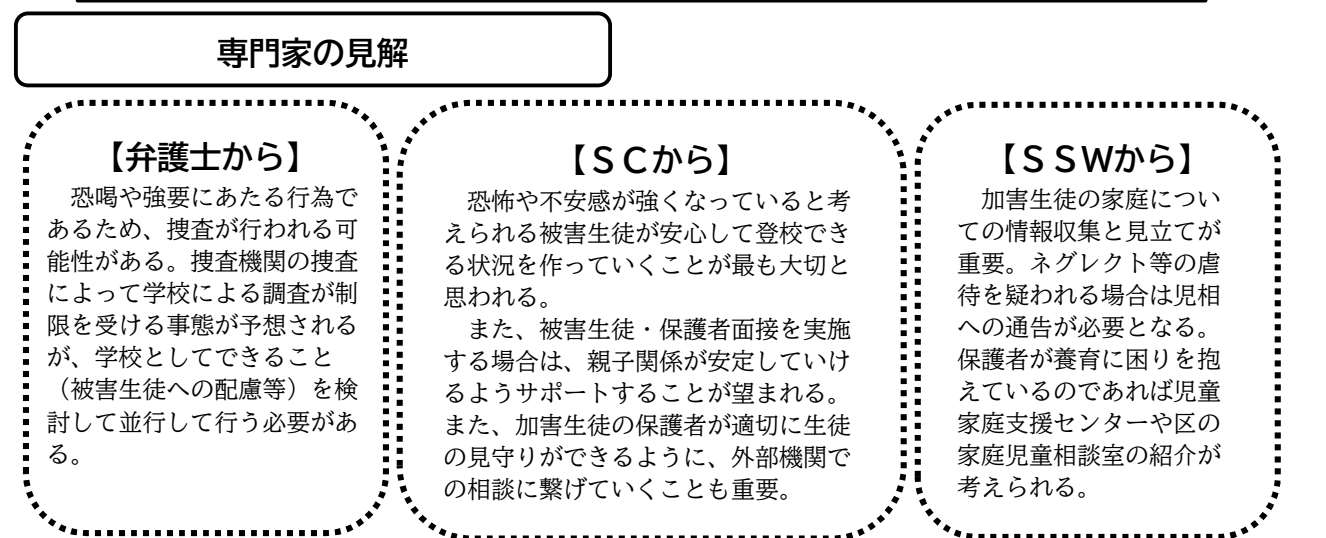
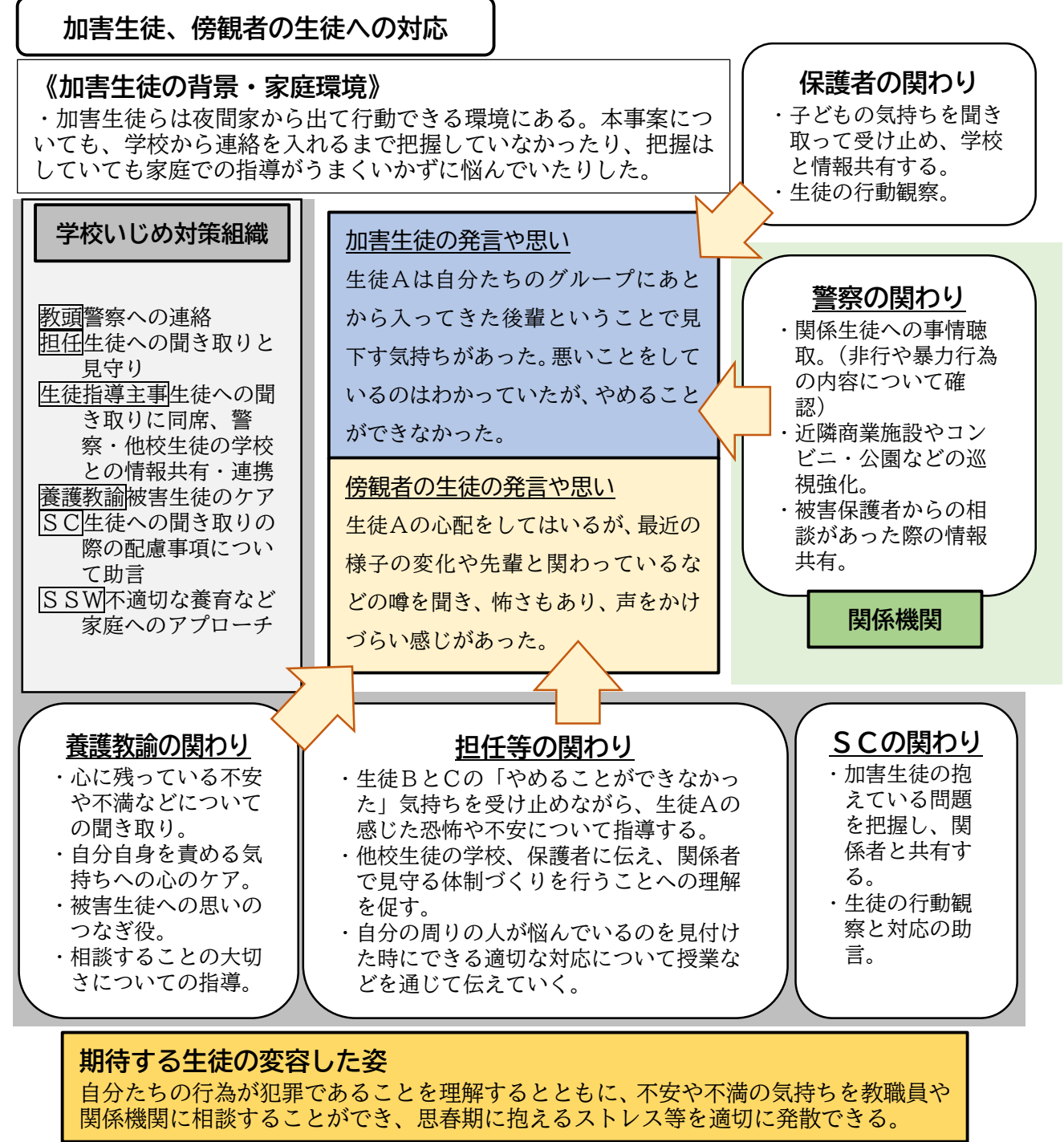
加害生徒についても思いを話せる場の確保、気持ちのフォローが出来る場があると良いのでは。

被害生徒の保護者に対して生徒Aの思いや辛さを代弁し伝え、この問題の本質について理解してもらう必要がある。

事例④：非行傾向のある生徒と関わり、金銭強要、暴力につながった事例
(中学校1年生男子 被害生徒A、加害生徒B・C・他校生徒、傍観者生徒)



対応と解決に向けて		
	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
生徒A (被害)	・被害にあったことについて、学校は保護者・関係機関と連携してサポートし、生徒Aの不安を解消していくことを伝える。また、従前からの生徒が抱える不安感へ寄り添う。 ・心のケアを第一に継続的にSCと相談できることを伝える。	担任 養護教諭 生徒指導主事 SC
生徒A 保護者	・できるだけ早期に、警察へ連絡するよう促す。 ・生徒Aと保護者の家庭内での近況について確認し、家庭での様子などから保護者の不安感・負担感へ寄り添う。 ・被害生徒とSCとの面談について促すとともに、SCの支援(保護者面談)も可能であることを伝える。	担任 学年教諭 SC
生徒B・C (加害)	・本事案の重大性について理解させるとともに、警察の捜査に協力するよう指導する。 ・学校での聞き取りの際、指導にとどまるのではなく、生徒の心情や思いに耳を傾け、ケアという視点をもつ。	担任 生徒指導主事 SC
生徒B・C 保護者	・事案の説明をし、警察の捜査への協力を依頼するとともに、本人への指導について協力を求める。 ・家庭内での近況について確認し、警察本部少年サポートセンター、または法務少年支援センターで、相談をすることを勧め、保護者が外部機関と繋がれるよう促す。	管理職 担任 SC
他の生徒 (傍観者)	・(学級活動等で)心配なことがある時に一人で抱え込まず相談することの大切さを伝え、適切な相談や報告が他者を助ける行動につながることに指導する。 ・生徒Aが登校したときに、クラスの仲間は心配していたという気持ちを伝えることができるような、互いを認め合い、助け合える学年・学級の雰囲気づくりを進める。	担任 学年教諭
他の生徒保護者	・学校、学年、学級通信等での注意喚起と支援協力依頼する。	学年教諭 管理職



事例⑤： いじめの背景に児童虐待（ネグレクト）が考えられる事例
（小学校3年生女子 被害児童A、加害児童、傍観者児童）

《事案の概要》

- 児童Aは夏休み明けから、体調不良で保健室で過ごしたり、欠席したりすることが増えた。欠席の際、母親に本人の様子を聞くと、「具合が悪いようです」とあまり気にしていない様子だった。
- ある日、保健室で過ごしていた児童Aに、養護教諭が辛そうで心配であること、何か気になっていることがあれば教えてほしいことを伝えたところ、「友達から仲間外れにされる」と話した。仲良くしていた児童Bが7月に転校して以降、特定の友達がなくなった。友達に話しかけても無視される。「臭い」と机を離されたり、自分が給仕した給食のおかずを「汚い」と言って受け取らない人がいたりする。「あんな服、どこに売っているの？」と自分の身なりをバカにする悪口が聞こえたことがある。今日も、体育でペアを組んで体操することになった時、相手が「最悪」とつぶやき、あまり一緒に体操してくれなかった。家庭では、母親は病気で寝ていることが多く、家事が行き届いていないようだった。このためか、教師から見ても、児童Aは汚れた衣服の着用や体臭が気になる状況だった。

《事案把握関係図（全体像）》

担任

児童A

母親

学級の児童

養護教諭

保護者の関心の薄さに気付く

汚れた衣服・体臭が気になる

家事が行き届いていない（ヤングケアラーの可能性）

「臭い」「汚い」と悪口無視・仲間外れにする

特定の友達の不在
服装・体臭
欠席が多い
保健室来室が多い

出席状況・来室頻度から異変に気付く

仲間外れを打ち明ける

病気による養育の問題

対応と解決に向けて

	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
児童A（被害）	- 受容的に関わり、安心感をもつことができるようにする。 - 家庭での状況についてオープンクエストで聞いていく。 - 信頼関係を構築した上で、必要と判断した場合には基本的な生活習慣（洗顔・着替え）の定着に向けた指導をする。	担任 養護教諭 SC
児童A 保護者	- 家庭訪問等を実施し、基本的な生活（掃除や食事）や養育上の困りについて話すことができる信頼関係を構築する。 - 母親以外に養育に関わることができる人がいないかを探る。 - 必要であれば市区町村の児童福祉担当部署等と連絡をとって対応する。	担任 養護教諭 管理職 SC SSW
学級の児童（加害）	- 加害児童からいじめにつながる言動について正確な事実確認をする。 - いじめにつながる言動を「行ってはいけない理由」「自分が行ってしまった原因」について考えさせ、相手を傷つける言葉は許されないことを毅然とした態度で指導する。	担任 学年教諭
他の児童（傍観者）	他者の心情を考える道徳の授業や、児童相互の良好な人間関係作りを目的とした学級活動を取り入れ、学級内に支持的風土を醸成する。	担任 学年教諭
【保護者への関わり】		
家庭児童相談室	必要に応じて、児童福祉司、保健師、民生委員、主任児童委員等に対応を依頼し、母親が抱えている不安を共感的に受け止めつつ、子どもの養育についての助言をもらう。	管理職 SSW
児童相談所	児童虐待（ネグレクト）を疑う場合は迷わず通告する。	管理職

加害児童、傍観者の児童への対応

《加害児童の背景・家庭環境》

- 加害児童は、被害児童の家庭環境や境遇を想像することや、いじめについての理解が乏しく、自己中心的に考える傾向がある。相手に共感する気持ちの弱さなどが考えられる。

学校いじめ対策組織

教頭
担任
養護教諭
SC
SSW

家児相への連絡
児童への聞き取りと見守り
被害児童のケア
被害児童へ、基本的生活習慣についての指導
児童への聞き取りについて配慮事項への助言
関係機関の洗い出しと助言
家庭訪問への同行や家児相と学校への連絡と調整

加害児童の発言や思い

休みがちで、服装などの外見の様子から不衛生に感じられる被害児童に嫌悪感をもち、「臭い」「汚い」など相手を傷つける発言をしている。

傍観者の児童の発言や思い

嫌がらせをするまでではないが、児童Aと仲良くしたい気持ちにはならない。加害児童の思いも理解できる部分はある。

保護者の関わり

学校からの情報共有から事実を整理して話を聞く
人を傷つける言葉は良くないことを指導する

家児相との連携

家庭訪問実施の検討。
被害児童の保護者への必要な支援の検討。
民生委員や保護課との連携。
保護者へ声掛けと励まし。
継続的な家庭訪問指導と学校への情報共有。

関係機関

養護教諭の関わり

保健室は加害児童も安心して相談してもよい場所として受容的に対応する。
加害児童の心情を共感的に聞きながらも相手を傷つける行為は許されないということを毅然と伝える。

担任等の関わり

どんな場合も相手を傷つける言葉は許されないということについて指導する。
なんとなく仲間外れにしていた児童（傍観者）には、自分たちが行っていたことはいじめに該当するのかにについて考えさせ、いじめの自覚がもてるよう指導する。

SCの関わり

学級や学年の様子を観察。
加害児童の抱えている問題を把握し、共有していく。

期待する児童の変容した姿

様々な環境や境遇の家庭があることや「いじめ」について理解し、他者の心情を考えたり、互いに思いやりをもって相手に接したりする。

専門家の見解

【弁護士から】

虐待といじめをまたぐ事案であり、虐待に関する手当（上記児童A保護者への対応）をしなければ根本的な解決に至らない可能性がある。
また、加害とされる児童の範囲が曖昧である。
虐待については児童相談所等の行政機関との連携を図りながら、広く児童の理解を促す必要がある。

【SCから】

子どもが自己肯定感を育てにくい環境にあるため、担任、養護教諭の日常的な見守りに加えて、SCが被害児童との定期的な面談を実施し、本人が不満や不安を発しやすい環境を整えたい。
また、肯定的な仲間づくりに関する心理教育を実施するなど、クラスが被害児童を受け入れていくための手立てを担任と共に考えていきたい。

【SSWから】

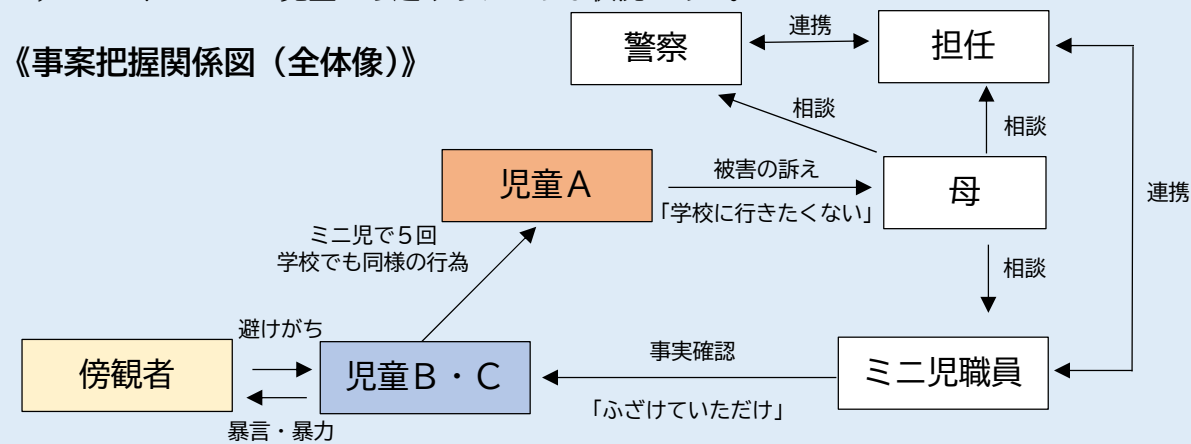
児童Aの母が通院する病院と直接連携をしたいが、個人情報保護の問題があるため、まずは児相等の行政機関へ相談することが妥当。要保護児童対策地域協議会による関係者会議の開催を依頼し、母の病状の共有、それによる家庭生活の困難さについて把握、利用できる福祉サービスの確認等進めていくことが求められる。

事例⑥：性的ないじめの事例
(小学校5年生男子 被害児童A、加害児童B・C 傍観者)

《事案の概要》

- 児童Aがミニ児童会館（以下、ミニ児）で同じクラスの児童B、Cに押さえつけられ、ズボンを脱がされ股間を触られた。これまでに5回ほどの被害を受けていたようで、児童Aが泣きながら母親に報告した。
- 母親から報告を受けたミニ児の職員がB、Cに話を聞いたところ、「ふざけていただけ」とのことだった。
- 担任は、母親から電話連絡が入り、本件について知った。母親によると、学校でも同様の行為が行われたことがあったようだ。児童Aは「BとCがいるなら学校に行きたくない。」と話しているという。
- 児童B、Cは、普段から落ち着きがなく授業態度もよくない。他の児童への暴言や暴力も出やすいため、クラスの児童から避けられがちな状況である。

《事案把握関係図（全体像）》



対応と解決に向けて

	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
児童A（被害）	・性被害であるため、聞き取りは同性の教職員が対応する。 ・「誰に」「何をされたか」「見ていた児童の有無」を確認。 ・心のケアを第一に継続的にSCと相談できることを伝える。 ・当面の学校及びミニ児での過ごし方について意向を確認。	担任 養護教諭 被害者と同性教諭 生徒指導主事 SC
児童A 保護者	・当面の学校及びミニ児での過ごし方について方針を確認。 ・被害児童とSCとの面談について促すとともに、SCの支援（保護者面談）も可能であることを伝える。 ・警察に届出するかどうか、意向確認。	担任 ミニ児職員 SC
児童B・C（加害）	・自分の心情、相手の心情理解について、どのように事態を受け止めているかを確認する。 ・事案の重大さを伝え、今後のかかわり方を考える。 ・当面の学校及びミニ児での過ごし方について伝える。	担任 生徒指導主事 SC ミニ児職員
児童B・C 保護者	・事案の説明をし、当面の学校及びミニ児での過ごし方について方針を説明。 ・再発防止のため、警察本部少年サポートセンターや法務少年支援センターでの相談を促す。	管理職 担任 SC ミニ児職員
他の児童（傍観者）	・いじめにあたる行為について学習し考える機会を設ける。 ・行き過ぎた行為を見かけたときに取るべき行動や相談相手を確認する。	学年教員 ミニ児職員
校内	・当面の学校及びミニ児での過ごし方について周知徹底。	管理職 教職員 ミニ児職員

加害児童、傍観者の児童への対応

《加害児童Bの背景・家庭環境》

- 他者との適切な距離感をつかみにくい
- かかわりたい気持ちが強い
- 気持ちが高揚したときのコントロールが苦手

《加害児童Cの背景・家庭環境》

- 学校の内外でストレスを抱えている
- 自分の気持ちを表現することが苦手
- 食事や睡眠が不足していてイライラしやすい

保護者の関わり

子どもの気持ちを聞き取って受け止め、学校と情報共有する。

学校いじめ対策組織

教頭 警察やミニ児との連携
担任 児童への聞き取りと見守り
生徒指導主事 児童への聞き取りに同席、関係生徒の把握
養護教諭 被害児童のケア
SC 児童への聞き取りの際の配慮事項について助言
SSW 関係機関の洗い出しと助言

加害児童の発言や思い

児童Aが嫌いなわけではなくふざけていただけ。前に軽くいたずらをしたらリアクションが面白かったので思い出してやってしまった。

傍観者の児童の発言や思い

普段から騒がしくて、ふざけ始めたらやめてと言っても聞かないので、関わらないようにしている。

関係機関

警察との連携

- 警察への情報提供。
- 情報共有の依頼。
- 少年サポートセンターとの連携。

ミニ児との連携

- 児童Aが安心して過ごせる場所の確保。
- 他に被害児童がいないか確認。
- トイレの見守り体制。

養護教諭の関わり

- 関係する児童が抱えているストレス等への対応と情報提供。
- 「生命（いのち）の安全教育」と関連させて、プライベートゾーンについての指導等を組織的に行う。

学校の関わり

- 加害児童の転校は強制できないが、一定期間は別室で授業を受けるなど、児童Aが不安なく登校できる環境を調整する。
- 児童Bが適切な友人関係を築けるような授業を行う。また、児童Cの心身の健康を保つための対策を家庭や関係機関と連携して行う。
- 学級・学年全体で他者の心情理解や適切なかかわりについての学習を行う。
- いじめにつながる悪ふざけについて考えさせ、いじめの自覚がもてるよう指導する。

SCの関わり

- 被害児童のケア。
- 加害児童の対応の助言。
- 学校での行動観察。

期待する児童の変容した姿

安心・安全な学習環境をつくる意識をもち、適切な距離感やかかわり方、過度な接触を避けることや気持ちの伝え方について理解し、実践している。

専門家の見解

【弁護士から】

性暴力事案であるが性的な目的がないため刑法犯にあたらないとしても、民事上の責任（損害賠償責任）を負う可能性がある。加害児童には、ふざけて行った行為であっても法的に責任を負う可能性があることを理解させる必要がある。

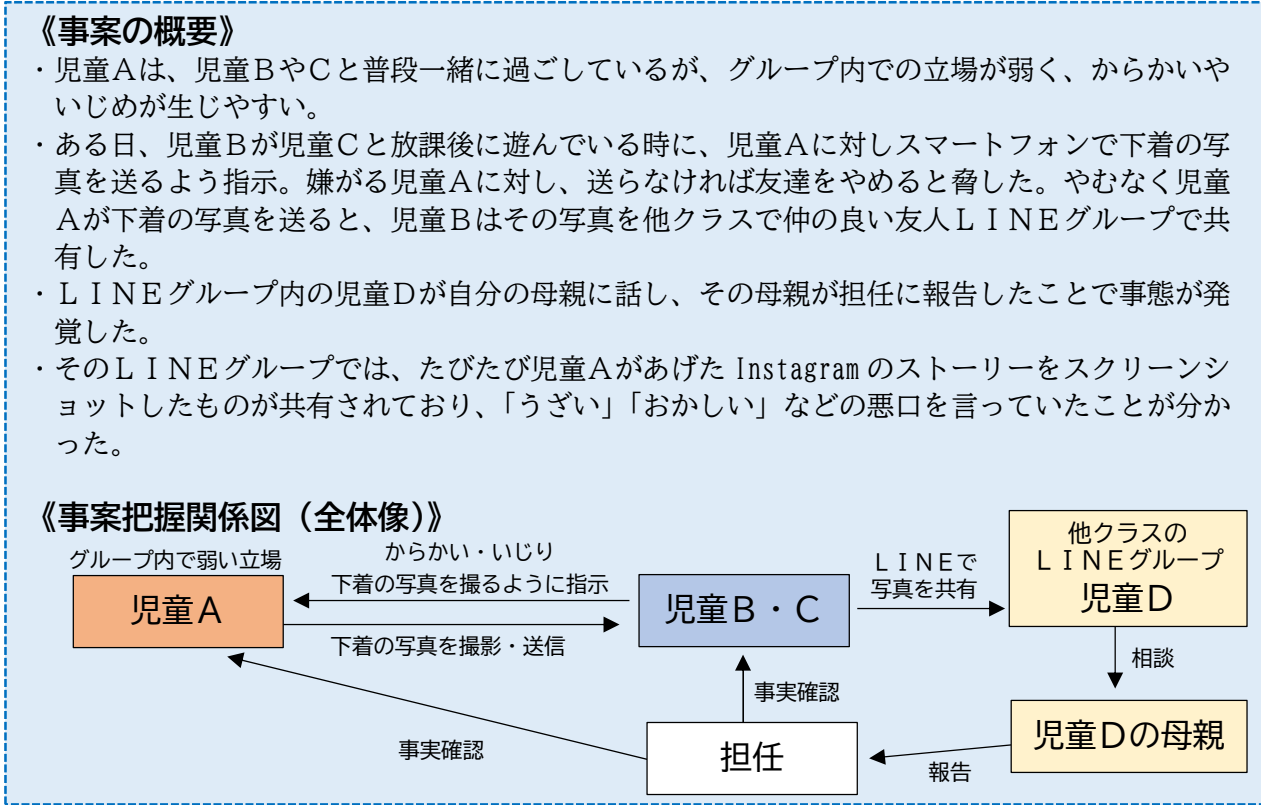
【SCから】

被害児童の気持ちに寄り添った対応と共に、保護者が適切に見守っていけるよう、できるだけ早い段階での保護者支援も重要。加害児童と保護者には、外部機関を利用してもらいながら連携によって背景等を理解した上で、継続的な校内支援を行う。

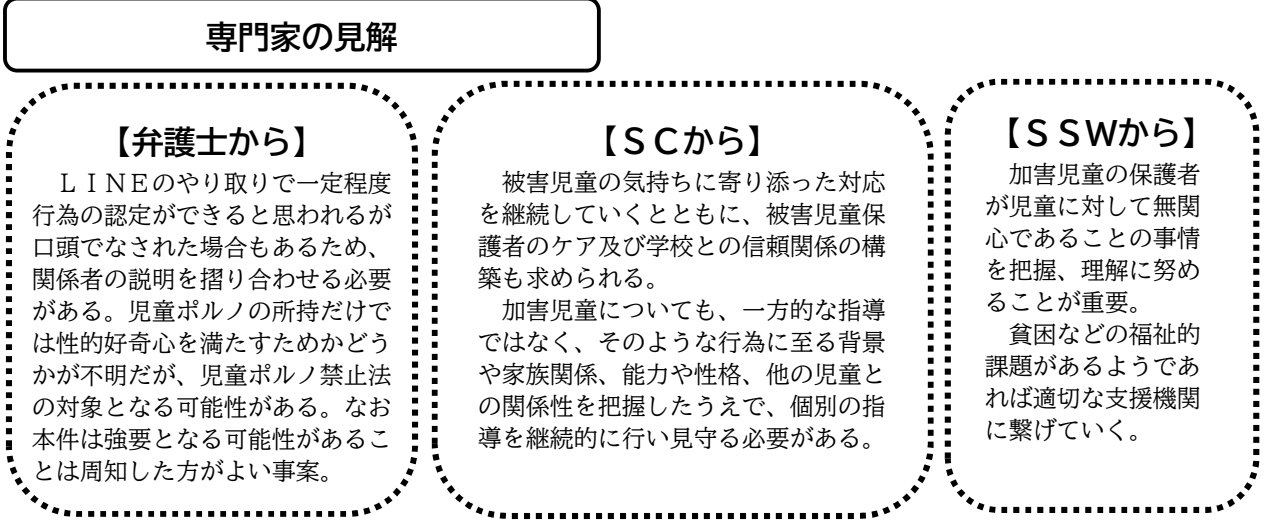
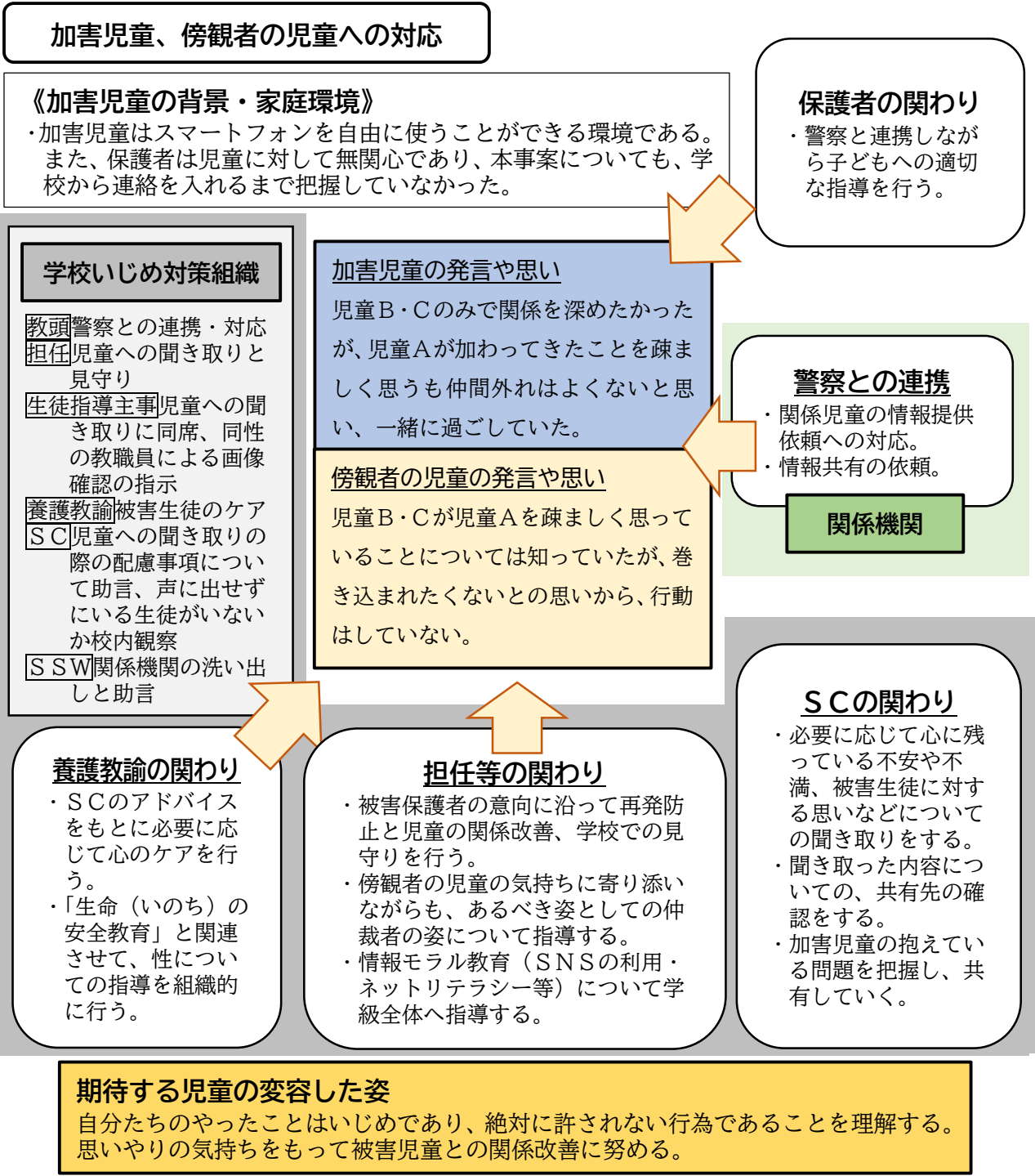
【SSWから】

加害児童Bについて、話をしても理解が難しい、コントロールが難しい等があれば、何らかの特性がある可能性があるため、医療機関や教育センターへの相談が挙げられる。
加害児童Cについてネグレクトの可能性あり、家児相や児相への相談が挙げられる。

事例⑦：LINEを通していじめ（児童ポルノの拡散）につながった事例（小学校6年生男女 被害児童A、加害児童B・C、傍観者グループD）



対応と解決に向けて		
	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
児童A（被害）	・担任が被害者と同性でなければ、同性の教職員が対応する。 ・聞き取り内容を「誰に」「何をされたか」という事実を中心に行う。 ・心のケアを第一に継続的にSCと相談できることを伝える。	担任 養護教諭 被害者と同性教諭 生徒指導主事 SC
児童A保護者	・学校で画像の拡散を止めることは限界があるということについて理解を求め、被害の拡大防止のためにも、できるだけ早期に警察へ相談するよう促す。 ・被害児童とSCとの面談について促すとともに、SCの支援（保護者面談）も可能であることを伝える。	担任 SC
児童B・C（加害）	・本事案の重大性について理解させるとともに、学校で適切に指導する。 ・情報モラル教育において児童ポルノの所持・拡散が犯罪であることについての指導をする。	担任 生徒指導主事 SC
児童B・C保護者	・事案の説明をし、警察の調査への協力を依頼する。 ・本人への指導について協力を求める。 ・再発防止のため、必要に応じて警察本部少年サポートセンターや法務少年支援センターで、少年相談をすることができることを伝え、活用を促す。	管理職 担任 SC
児童D（傍観者）	・情報モラル教育を新たに実施し、画像の所持・拡散が犯罪であることについての指導を学年全体に行う。 ・母親に話して発覚につながった児童については、保護者に相談できたことについて肯定する。	担任 学年教諭
児童D保護者	・指導方針や今後の対応について理解を求める。	担任

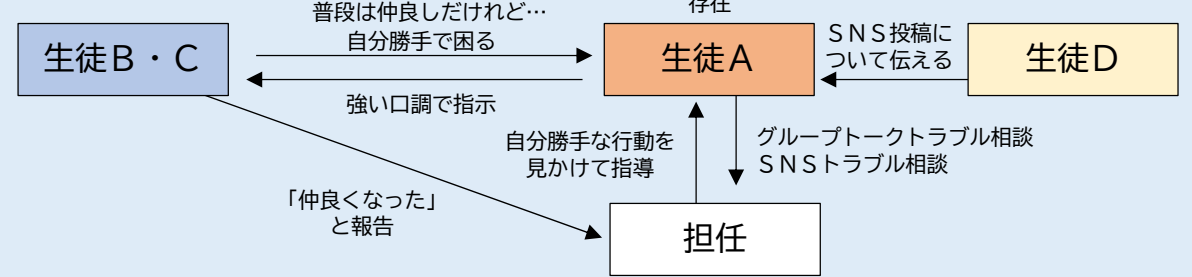


事例⑧：学級内でのトラブルから児童ポルノ被害へつながった事例
(中学校2年生女子 被害生徒A、加害生徒B・C、傍観者生徒D)

《事案の概要》

- 生徒Aは、発言力や行動力があり、学級内でも一目置かれる存在である。時折強い口調で生徒Bと生徒Cに接したり指示を出したりする姿が見られることはあったが、仲良く談笑していることも多く、3人でいつも一緒に行動していた。
- ある日、担任は生徒Bと生徒Cから「生徒Aが自分勝手。強い口調で色々指示してくるので困る。」という相談を受けた。担任はその後3人の動向を注視し、生徒Aの自分勝手な行動を見かけると注意した。生徒Bと生徒Cからは、仲良く過ごせるようになったとの報告を受けた。
- 1か月後の昼休み、担任は生徒Aが暗い表情をして一人で教室にいることに気付いた。その日の放課後、担任が生徒Aに「何か困っているのか?」と聞くと、生徒Aは話しにくそうにしながら、「最近、SNSのグルーptークで生徒BとCから、『調子に乗っている』『うるさい』『きもい』など悪口を書きこまれることが続いていた。昨日、同じクラスの生徒Dから、生徒BとCが、生徒Aの下着姿の画像を生成AIで作成し、SNSに投稿していると聞いた。ショックでどうしてよいかわからない。」と話した。

《事案把握関係図（全体像）》



対応と解決に向けて

	校内組織の対応上のポイント	主たる対応者
生徒A (被害)	・担任が被害者と同性でなければ、同性の教職員が対応する。 ・聞き取り内容を「誰に」「何をされたか」に絞る。 ・心のケアを第一に継続的にSCと相談できることを伝える。	担任 養護教諭 被害者と同性教諭 生徒指導主事 SC
生徒A 保護者	・画像の拡散を止めるために、できるだけ早期に、警察へ連絡するよう促す。 ・被害生徒とSCとの面談について促すとともに、SCの支援（保護者面談）も可能であることを伝える。	担任 SC
生徒B・C (加害)	・本事案の重大性について理解させる。 ・学校での聞き取りの際、指導にとどまるのではなく、生徒の心情や思いを丁寧に聞き、ケアという視点を大切にする。	担任 生徒指導主事 SC
生徒B・C 保護者	・事案を説明し、警察の捜査への協力を依頼するとともに、本人への指導について協力を求める。 ・必要に応じて、警察本部少年サポートセンターや、法務少年支援センターで、再発防止のため、相談を促す。	管理職 担任 SC
生徒D (傍観者)	・情報モラルについての指導は、当該生徒の特定を防ぐため、一般的な指導にとどめる。 ・児童ポルノは作成も所持も犯罪であることを伝える。	担任 学年教諭
生徒D 保護者	・生徒から聞き取った情報を保護者とも共有し、指導方針や今後の対応について理解を求める。	担任

加害生徒、傍観者の生徒への対応

《加害生徒の背景・家庭環境》

- 加害生徒はスマートフォンを自由に使うことができる環境である。また、保護者は本事案について把握していなかった。

保護者の関わり

- 子どもの気持ちを聞き取って受け止め、学校と情報共有する。
- スマートフォンの使い方について指導する。

学校いじめ対策組織

教頭 警察への連絡
担任 生徒への聞き取りと見守り
生徒指導主事 生徒への聞き取りに同席、同性の教職員による画像確認の指示
養護教諭 被害生徒のケア
SC 生徒への聞き取りの際の配慮事項について助言
SSW 関係機関の洗い出しと助言

加害生徒の発言や思い

生徒Aに対して一目置いているが、指示的な言い方が気に入らない。担任には仲良くなったと報告したが、担任の指導後も改善が見られず、画像作成により気持ちを晴らした。

傍観者の生徒の発言や思い

生徒Aと仲良くしたい気持ちにはならない。生徒BやCの思いも理解できる部分はあるが、あまりにもひどいと感じていた。しかしながら、余計なことには巻き込まれたくない。

警察の関わり

- 関係生徒への事情聴取。
- 関係生徒のスマートフォンを押収。
- 画像の確認。
- 画像の拡散防止措置の実施。
- 被害保護者からの相談があった際の情報共有。

関係機関

養護教諭の関わり

- 心に残っている不安や不満についての聞き取り。
- 自分自身を責める気持ちへの心のケア。
- 被害生徒への思いのつなぎ役。
- 「生命の安全教育」と関連させて、性に関する指導を組織的に行う。

学校の関わり

- 生徒BとCの思いを受けとめながら、自分の行動に対する反省の気持ちを醸成する。
- 保護者に伝えることで、みんなで見守る体制への理解を促す。
- 生徒BとCの気持ちを受け止めながら、生徒Aへの気持ちの伝え方やスマートフォンの使い方等を指導し、情報モラル教育を行う。

SCの関わり

- 心に残っている不安や不満、被害生徒に対する思いなどについての聞き取り。
- 聞き取った内容についての共有先の確認。

期待する生徒の変容した姿

互いの思いを伝え合うことの大切さを理解し、納得できない時には教職員や関係機関に相談することができる。SNSの適切な使い方やSNSでは見えない相手の気持ちを考えることができる。

専門家の見解

【弁護士から】

事案の内容から直ちに児童ポルノ禁止法違反にあたる行為とは判断しきれないものの、重大な権利侵害がある事案。加害生徒には、刑法上の責任だけでなく、民事上の責任を負う可能性があることを認識させる必要がある。

【SCから】

被害生徒に寄り添った対応と保護者支援が初動においては重要。生徒B、Cの生徒Aに対する不満と、行った行為（犯罪）の解離（重大性）を十分に理解させる必要。加害保護者が適切に生徒を見守れるように、外部機関での相談と、連携を取りながら継続的な指導、支援が必要。

【SSWから】

加害生徒、被害生徒ともに適切な人間関係を築いていけなかった結果である事案とも考えられる。SST（ソーシャルスキルトレーニング）などを通して適切な距離の取り方等を学んでいくことも再発を防ぐ一つである。